

風しん抗体検査及び風しん予防接種のお知らせ

これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年(1962)4月2日から昭和54年(1979)4月1日生まれの男性は、**令和4年(2022)3月31日までの期間に限り、無料で風しんの抗体検査及び予防接種が受けられます。**

対象者の方には、お届けするクーポン券を利用して、**まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。

クーポンが使用できるのは**令和4年(2022)3月31日まで**です。ご注意ください。

☆『クーポン券』の有効期限延長について

現在発券されている全てのクーポン券の有効期限が、令和4年(2022)3月末になりました。記載の有効期限が過ぎてしまっている場合でも、**令和4年(2022)3月31日まではクーポン券のご利用が可能です。**

対象者(男性のみ)	クーポン券送付時期	記載の有効期限
昭和47年(1972)4月2日から 昭和54年(1979)4月1日生まれの男性	令和元年5月末	令和2年(2020)3月 ⇒※令和4年3月31日に延長
昭和41年(1966)4月2日から 昭和47年(1972)4月1日生まれの男性	令和2年3月末	令和3年(2021)3月 ⇒※令和4年3月31日に延長
昭和37年(1962)4月2日から 昭和41年(1966)4月1日生まれの男性	令和3年3月末	令和4年(2022)3月

全てのクーポン券が令和4年(2022)3月31日までご利用可能です。

クーポン券を紛失された場合は再発行しますので、下記へご連絡ください。

※市外へ転出された場合は出雲市のクーポン券を利用することができません。

申込み・おたずね／健康増進課 ☎21-6829

障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス

障がいのある人が、その人らしく生活するためのさまざまな障がい福祉サービスがあります。

障がい福祉サービスの利用にあたっては、手続きが必要です。市役所の窓口や市が委託する相談支援事業所へご相談ください。(市委託の相談支援事業所は、13ページに掲載しています)

※障がい福祉サービスの一部を紹介します

通う



生活介護・地域活動支援センター

施設で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。また、障がいのある人が、昼間に通って作業したり、作品を作ったりします。

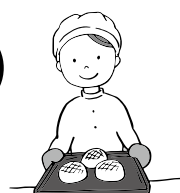
暮らす



居宅介護

自宅で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。

練習する



就労移行支援・就労継続支援

働く意思がある障がいのある人が施設に通って、生産活動や能力向上の訓練をします。

出かける



移動支援

障がいのある人が出かけるときに付き添います。

相談



相談支援

生活していて困ったことなどの相談に応じます。福祉サービスの利用の手伝いもします。

児童の支援



児童発達支援・放課後等デイサービス

障がいのある児童が施設に通って、生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6961 Fax21-6598

12月3日～9日は障がい者週間です

障がい者週間とは

障がい者週間は、「国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として制定されました。「障がい者週間」をきっかけとして、障がいについての理解を深めましょう。

主な障がいの特性と配慮の例

視覚障がい

全く見えない、見えづらいなど人によって見え方がさまざまです。



点字ブロックの上や周辺に物を置かない。突然体に触れず、まず声をかける。

聴覚障がい

全く聞こえない、聞こえづらいなど人によって聞こえ方がさまざまです。



筆談、手話、口話など会話の方法を確認する。短文で簡潔な情報を伝える。

肢体不自由

上肢、下肢、体幹に障がいがあり、歩行、物を持つなど日常の動作が不自由です。



車いす使用者の移動の補助、障がい者用駐車スペースに車を停めない。

内部障がい

心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、HIVによる免疫機能障がいです。



禁止されている場所で携帯電話の使用、喫煙を行わない。

知的障がい

発達期に知的な能力に遅れがみられ、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



ゆっくり、丁寧に話し、絵や写真などを使い、分かりやすく説明する。

精神障がい

統合失調症などの精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



本人の気持ちを大切に。無理な励ましはしない。

出前講座を行っています

SUPPORTER

手話や、障がいを理解するための「あいサポーター研修」の出前講座をご要望に応じて行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

「ヘルプマーク」を見かけたら

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。身につけている人を見かけたら、公共交通機関で席を譲る、お困りのようであれば声をかけるなどの思いやりのある行動をお願いします。



障がいのある人の相談窓口

日常生活や、日中の過ごし方についての困りごとは、福祉推進課や各行政センター市民サービス課、または、右記の相談支援事業所へご相談ください。



障がい者相談支援事業所(出雲市委託)

事業所	住所	電話番号	FAX番号
ハートピア出雲	武志町693-6	23-2720	23-2721
ふあっと	武志町693-1	25-0130	25-3401
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	43-7577
かのん	神西沖町2476-1(ふたば内)	25-8811	43-1751
さざなみ学園	神西沖町2534-2	31-9996	43-2256
プレーゲ	瀬分町613(総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977	31-5977
光風園	湖陵町大池240-1	43-0025	43-2119
太陽の里	斐川町名島90	72-9125	72-9122
そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4	72-7085	72-7201

おたすね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX21-6598